契約番号　2026037337-30
工事名　　京町地内下水管改良工事(R8-1)

質問1	①施工代価表　第112号表に記載されている燃料はガソリンとなっていますが、令和8年10月19日入札の「磨屋町地内ほか下水管改良工事（R8-1）」疑義申立事項確認等の結果で燃料が軽油に修正されています。ガソリンと軽油のどちらを使用して積算を行えばよいか、ご教示ください。
回答1	施工代価表　第112号表に記載されている燃料は、「軽油」を使用すべきところを誤って「ガソリン」を使用しています。施工代価表　第112号表では、見積参考資料のとおり「ガソリン」で積算してください。工事契約後は、岡山市工事請負契約約款第18条（条件変更等）によるものとします。
質問2	施工　第0 -0112号表　TVカメラ搭載車運転工2t 95.5kWの施工代価表に記載のガソリンは、軽油が正ではないでしょうか。
回答2	回答1を参照してください。
質問3	「Ⅲ　入札に参加する者に必要な資格に関する事項」として配置予定技術者に「（２）本工事に採用する全ての工法について，Ⅲ－８に定める協会が実施する工法の研修又は講習を修了している者。」と記載があります。工事数量総括表に「熱形成工法 呼び径φ300 t=10.4mm 路線①②⑧⑨⑪⑫」及び「光硬化工法 呼び径φ380 t=7.0mm 路線③⑩⑬」とありますが、全ての工法とはこの２工法を指しますか。
回答3	工事数量総括表に記載している「熱形成工法 呼び径φ300 t=10.4mm 路線①②⑧⑨⑪⑫」及び「光硬化工法 呼び径φ380 t=7.0mm 路線③⑩⑬」は、積算に使用した工法であり、公告Ⅲ－７の配置予定技術者に記載している「全ての工法」とは、受注者が本工事において実際に施工する工法を指します。
質問4	公告Ⅲ－８③について、当該工事の管径（φ300mm・φ380mm）及び施工条件等に対応できる工法であれば、入札参加資格を満たすと考えてよろしいでしょうか。それとも、数量総括表に記載の光硬化工法は、指定工法でしょうか。
回答4	数量総括表に記載している「光硬化工法」は、積算に使用した工法であり、公告Ⅲ－８のその他に記載している①～③をすべて満たす工法であれば問題ありません。
質問5	取付管口せん孔仕上工(1日施工)として計上されている「施工　第0 -0078号表 熱形成工法」と「施工　第0 -0082号表　光硬化工法」について、備考欄に「下水道用設計標準歩掛表」と記載されていないものは、「下水道用設計標準歩掛表」とは異なる歩掛を適用されていますか。適用歩掛・基準書等についてご教示をお願いします。
回答5	施工第0 -0078号表の取付管口せん孔仕上工(1日施工)熱形成工法は、下水道用設計標準歩掛表に記載されている取付管口せん孔仕上工(1日施工)を適用しています。施工第0 -0082号表の取付管口せん孔仕上工(1日施工)光硬化工法は、せん孔機車の規格（損料）を除き、下水道用設計標準歩掛表に記載されている取付管口せん孔仕上工(1日施工)を適用しています。 なお、せん孔機車の規格（損料）は見積参考資料１、２に記載のとおりです。